

重要鉱物に係る供給確保計画の認定申請に関するQ & A

2025年6月19日時点版

※本Q & Aは2025年6月19日時点での状況に基づき作成したものであり、今後、関係各所との調整に基づき細かな修正等があります。

1. 支援対象の範囲

	質問	回答
1-1	補助率はいくらになりますか。	原則として助成対象費用の1/2を上限として支援を行います。
1-2	助成の対象期間はいつからですか。	供給確保計画の認定日以降に行う認定供給確保事業のうち、補助対象経費に該当するものが対象となります。ただし、交付決定により対象経費が決定されるため、その結果によっては認定供給確保事業の補助対象とならない経費もあります。
1-3	何年までに開始の取組が支援対象ですか。	認定の期限や認定数の上限に関する取り決めはありませんが、認定に当たっては「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「安定供給確保取組方針」という。）第3章第8節に基づき、基金の残額に配慮することとなります。
1-4	どのような事業が助成の対象になりますか。	「安定供給確保取組方針」の第3章に記載されている要件を満たす事業が助成の対象となります。
1-5	「安定供給確保取組方針」に記載されている施策の対象となる品目について、「当面の間、リチウムイオンバッテリーの原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体並びに工作機械や産業用ロボットの製造において必要な超硬工具等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、フッ素及びタングステンを施策の対象とする。」とありますが、品目の追加はされますか。	「安定供給確保取組方針」において、当面の間、リチウムイオンバッテリーの原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体並びに工作機械や産業用ロボットの製造において必要な超硬工具等の原材料となるガリウム、ゲルマニウム、フッ素及びタングステンを施策の対象としているところ、これら以外の重要鉱物についても、今後、重要鉱物をめぐる国内外の情勢や重要鉱物に係るサプライチェーンの動向、ニーズの変化、企業の取組状況等に応じ、支援の可否を検討します。
1-6	「安定供給確保取組方針」に記載されている「一定量」とは、具体的にどのくらいの	各社の供給確保計画ごとに我が国への供給量に違いがあると思われるため、「一定量」に一律の基準を設けてはおりませんが、「安定供給確保取組方針」第1章第2節「重要鉱物の安定供給確保に関する目

	量を我が国に安定供給させれば良いですか。	標」に対し、各社の供給可能量が目標にどれほど寄与することが可能かを確認した上で、認定の判断の一つとします。
1－7	「安定供給確保取組方針」に記載されている「我が国に安定供給される」について、鉱山における生産物が直接日本に輸入されず、本邦企業の海外のグループ企業等における中間処理を経て、日本の製錬所等に供給されるケースにおいても、支援対象として認められますか。	基本的に支援対象となりえますが、海外における中間処理工程がサプライチェーン上の脆弱性を高める懸念（特定国の偏在性など）がある場合などについては認められない可能性があります。
1－8	技術開発について、基礎研究や応用研究も対象になりますか。	基礎研究や応用研究だけでは対象になりません。技術開発成果が、実プラントに投入される見込みがあり、実際の生産工程において高効率化や低コスト化等の成果が具体化されるものであることが必要です。
1－9	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すればよいですか。	ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。 また、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(5) 期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。 なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。 ※ 事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。 ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。 （参考） 現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。 本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。

	日本政策投資銀行HP（本店・支店情報） https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/ 【記載例】 （４）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法								
	<table border="1"> <tr> <th>費用 \ 調達方法</th> <th>政府関係金融機関からの借入れ</th> <th>民間金融機関等からの借入れ</th> </tr> <tr> <td>取組に必要な資金の合計額</td> <td>100（指定金融機関：○●銀行）</td> <td>20（●○銀行）</td> </tr> </table>	費用 \ 調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	取組に必要な資金の合計額	100（指定金融機関：○●銀行）	20（●○銀行）		
費用 \ 調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ							
取組に必要な資金の合計額	100（指定金融機関：○●銀行）	20（●○銀行）							
	（５） 期待する支援措置 実施予定の取組番号 _____								
	<table border="1"> <tr> <th>支援措置</th> <th>希望する</th> <th>希望しない</th> </tr> <tr> <td>株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		支援措置	希望する	希望しない	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	○		
支援措置	希望する	希望しない							
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	○								

2. 認定申請

	質問	回答
2-1	認定を受けたい場合は、どうすればいいですか。	供給確保計画の認定申請書と別紙に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省 製造産業局 鉱物課に、申請書類を提出してください。ご不明点があれば、同課までお問い合わせください。 なお、各項目への記載内容が多岐に亘るため、記載要領を用意しておりますので、是非ご活用ください。
2-2	日本語以外での書類提出	認定申請書は日本語での記載をお願いします。なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくようお願いします。
2-3	事業全体における認定数の上限はありますか。	認定数の上限は設けておりませんが、予算が上限に達した時点で終了します。
2-4	認定は先着順になりますか。	提出された供給確保計画の審査を行い、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等がより高いと認められる事業から順に予算額の範囲内にて認定を行います。（提出されたものから順次審査を実施）
2-5	認定結果は通知されますか。	認定・不認定の結果を文書にて通知します。

2－6	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、決定します。
2－7	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更することを条件に、各支援措置の適用についてご相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。
2－8	2以上の事業者が共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。	共同申請を行う場合には、それぞれの事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書は、それぞれの事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第二十九条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省 製造産業局 鉱物課又は公正取引委員会に前広にご相談ください。

3. 支援措置の条件

	質問	回答
3－1	同一事業に対する JOGMEC の出資・融資・債務保証制度との併用は可能ですか。	認定事業計画と同一の事業に対して出資・融資制度との併用はできません。ただし、債務保証制度については併用することが可能です。

4. 交付決定までの流れ

	質問	回答
4－1	認定申請から交付決定までの流れはどのようなになりますか。	供給確保計画を作成し、経済産業省に提出いただき、審査の上、認定結果を通知します。認定された場合には、交付申請書を作成し、JOGMECに提出いただき、審査の上、交付決定の通知を行います。 ①供給確保計画の作成・提出 経済産業省 申請者 供給確保計画の作成 審査 認定結果の通知 ⇒ 認定された場合 ②交付申請書の作成・提出 JOGMEC 申請者 交付申請書の作成 審査 交付決定の通知 助成事業の開始